令和８年（フ）第１４１１号
福岡県春日市上白水９丁目154番地　Ｉｔ’ｓ春日タウンＤ―102号
破産者　松岡　正一
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４２２号
福岡市早良区星の原団地37番206号
破産者　丸尾　修司
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４３７号
福岡県糸島市潤二丁目７番12号　２―Ｃ
破産者　三谷　文乃
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４４５号
福岡市南区柏原３丁目25番７号
破産者　村里　咲笑
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４４６号
福岡県春日市光町３丁目84番地　ビクトリー光町203号
破産者　カムラ電工こと　嘉村　浩二
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４７３号
福岡市城南区七隈７丁目38番30―106号　レオパレス七隈、前住所京都市南区東九条西明田町４番地　Ｍｖ．ｉｍｐ京都九条　506
破産者　山口　宏顕
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５３４号
福岡県朝倉郡筑前町東小田3433番地５
破産者　パティスリー・プロンジェリー・Ｈａｒｕこと　田村　和行
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５４８号
福岡市中央区大宮１丁目１番８―401号　ＳＵＮ　ＨＩＬＬＳ　ＹＡＫＵＩＮ
破産者　岩永　　陸
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２５９号
大阪府和泉市府中町四丁目21番１―603号
破産者　田中　亮子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第１６４号
富山市稲代36番地　そよかぜの郷221号、前住所富山市上飯野新町一丁目１番地
破産者　坂田　　洋
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１７０号
富山市海岸通２番地130、開始決定時の住所富山市手屋一丁目２番15―101号　プルミエール手屋
破産者　Ｎ　ＣＡＲＧＯこと中島　丞太郎
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２３号
富山市弥生町二丁目５番５号
破産者　三島　すみ子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３１号
富山市水橋肘崎91―２　エレガンスコート水橋Ⅱ　105、住民票上の住所富山市天正寺1060番地　プチフラワー102号
破産者　清水　一世
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１２６号
愛媛県伊予郡松前町大字鶴吉897番地３　303号
破産者　野本　健次
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１５４号
愛媛県伊予郡松前町大字西古泉484番地５
破産者　船野　弥生
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５６号
愛媛県松山市土居田町819番地１　レオパレスリヴェール204号
破産者　山下　泰徳
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１７号
愛媛県松山市西石井１丁目４番35号　キャメリアフラット401号
破産者　村上　弘樹
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０６７号
福岡市南区横手４丁目11番15―802号　横手はなみずき
破産者　黒川　直敏
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部